

## ＜ 特定施設の手続き ＞

条例の届出に代わり、建築確認で審査される特定施設		従来どおり、条例の届出で審査される特定施設
	新築、改築、増築又は用途変更を行う部分の規模	
1 学校 2 病院又は診療所 3 劇場、観覧場、映画館又は演芸場 4 集会場又は公会堂 5 保健所、税務署その他不特定かつ多数のものが利用する官公署 6 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの 7 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの 8 体育館、水泳場、ポーリング場、その他これらに類する運動施設 9 博物館、美術館又は図書館 10 銀行、質屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 11 自動車教習所 12 公共の交通機関の施設(車両の停車場、船舶・航空機の発着場等) 13 公衆便所 14 公共用歩廊	全ての規模	(1) 条例のみで審査対象となる整備箇所を有する特定施設(当該整備箇所のみ条例の届出で審査、その他の整備箇所は建築確認で審査) ・左記3,4の劇場等で固定観覧席を設けるもの ・左記12の公共の交通機関の施設(車両の停車場、船舶・航空機の発着場等)で乗降場、改札口等を設けるもの (2) 条例のみで審査対象となる特定施設 ・地下街等 ・公共の交通機関の施設(鉄道駅舎等) ・路外駐車場等の一部(建築物でないもの) (3) 左記15から26の特定施設で、左記の規模未満の増築又は用途変更を行うもの (4) 移転、大規模な修繕又は大規模な模様替えを行う特定施設 (5) 都市計画区域等の区域外であって建築確認申請が不要な特定施設
15 展示場 16 百貨店、マーケットその他物品販売業を営む店舗 17 ホテル又は旅館 18 遊技場 19 公衆浴場 20 飲食店 21 理髪店その他これに類するサービス業を営む店舗 22 クリーニング取次店、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 23 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	100㎡以上の規模	小規模購買施設等の施設、21戸以上の共同住宅の住戸専用部分は従来どおり条例の届出が必要
24 路外駐車場等	駐車のに供する部分が500㎡以上の規模	
25 共同住宅・寄宿舎	2,000㎡以上又は共同住宅21戸、寄宿舎51室以上の規模	
26 工場・事務所(床面積3,000㎡以上のもの)	2,000㎡以上の規模	